

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

広島県知事
(道路河川管理課)

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第 22 第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 8 月 18 日付けで準則に定める要件に該当すると認めて指定した都市・地域再生等利用区域は、次のとおり変更する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川太田川水系指定区間猿猴川の河川区域内で、別図に示す区域

(2) 指定年月日

令和 3 年 5 月 26 日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設

準則第 22 第 3 項に掲げる施設のうち広場、イベント施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、日よけ、突出看板、その他都市および地域の再生等のために利用する施設

(準則第二十二第 3 項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号及び第十一号該当)

(2) 許可方針

上記(1)に係る標準的な許可条件は、次のとおりとする。

この占用又は工事の実施に当たっては、河川法その他の法令の規定、広島県土木建築局長通知及び次の条件を遵守すること。

ア この工事の施工費及び将来の修理保存費は、許可を受けた者が負担すること。

イ この占用又は工事に原因して生じたと認められる種々の障害については、自らの費用で至急に復旧し、又はこれに代わるべき施設をすること。

ウ この工作物の用途を廃止したときは、西部建設事務所長にその旨届け出ること。

エ この工事に着手しようとする際及び工事がしゅん工した際には、西部建設事務所長にその旨届け出ること。

オ この占用又は工事によって損失を受ける者があるときは、その当事者の間で協議をし、許可を受けた者がその損失を補償すること。

カ この工事の施行に当たっては、別途西部建設事務所長が指示することに従うこと。

キ この許可に係る地位の承継については、地位の承継の日から起算して 30 日以内にその旨を西部建設事務所長に届け出ること。

ク この許可に係る権利譲渡については、河川法第 34 条の規定により事前に西部建設事

務所長の承認を得なければならない。

- ケ この占用又は工事の許可は、工事期間満了の際、この許可に係る工事に着手していない場合は、その効力を失うものとする。
- コ 次の場合には、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築、若しくは除却その他必要な施設の設置若しくは河川を原状に回復することを命じることがある。この場合はその処分に従うこと。
 - (ア) 河川法、これに基づく政令若しくは規則又はこの許可条件に違反したとき。
 - (イ) この占用又は工事が河川管理上著しい支障を生ずることとなったとき、若しくは河川工事上支障があるとき又は公益上支障があるとき。
- サ コの(ア)に該当したため、その処分を受けた場合には、その履行に要する経費は自らが負担すること。

3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者

(広島市からの委託を受けて、その委託を受けた範囲内で 1 に掲げる都市・地域再生等利用区域において公益性のある事業又は活動を行う者(準則第 6 第 3 号に該当)を含む。)

(2) 施設使用者の要件

河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱い(平成 23 年 4 月 1 日広島県土木局長制定)第 10 及び第 11 に適合すること。

※ 施設使用者とは、準則第 25 第 2 項の規定に基づき、都市・地域再生等占用施設について、公的占用者(準則第 23 の占用の許可を受けた準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者をいう。)と使用契約を締結して使用する者をいう。

◎ 河川敷地占用許可準則第四章の規定に基づく都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に関する取扱いについて(抜粋)

(施設使用者等の要件)

第 10 施設使用者及び準則第 22 第 4 項第 2 号に規定する者(以下「施設使用者等」という。)は、次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。

※ 暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)(以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。

※ 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。

※ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりをもつ次のいずれかに該当する者をいう。

① 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為を行うおそれがある者

② 暴力団又は暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者。(5) 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当する者。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合の施設使用者等の対象者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法人 当該法人の役員、支配人、支店及び支店に準ずる営業所の代表者

(2) 個人 本人若しくはその使用人のうち支配人、支店及び支店に準ずる営業所の代表者

(広島県暴力団排除条例の適用等)

第11 施設使用者等は、広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）第10条及び第11条の規定に違反する行為を行ってはならない。

2 施設使用者等は、その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としてはならない。

※ 暴力団員等とは、暴力団員及び現に同条例第19条第3項の規定に基づく公表が行われている者をいう。

3 施設使用者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与すること。

(2) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をし、しばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的及び儀礼的なものと認められる限度を越えた贈答を行うなど、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) その行う事業に関し、情を知って、次の各号のいずれかに該当する事業者を利用すること。

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 第1号に規定する行為をし、又は前号に規定する関係を有している事業者

(4) 事情を知って、前号アに該当する事業者に資金等を提供し、又は便宜を供与すること。

4 適用除外

指定区域の変更前にすでに許可を受けて占用を継続している区域については、その占用が終了するまでは、2及び3は適用しない。